

衝突事故が増加中！見張りと早めの回避行動が重要です

船舶衝突の多発については前号でもお知らせしましたが、10月1日から11月20日までに発生した衝突事故隻数は9隻で、うち船舶同士の衝突は6隻となっており、いずれも見張り不十分や回避行動の遅れが主な原因と考えられます。



10月中旬に内浦湾において発生した漁船(16トン)とタンカー(179トン)の衝突事故では、タンカーにはAISが搭載されておりましたが、漁船には搭載されていませんでした。

もし、漁船側にもAISが搭載されていた場合、相手船の位置・速力・針路などが、お互いに認識でき、早めの回避行動ができた可能性があります。

小型船においても自船を守るためにAISの導入を

衝突事故を未然に防ぐためには、荒天時でもお互いの位置や針路を確認され易い様に、小型船にもAIS又はAISの一部機能を有した簡易型AISの導入が有効です。

なお、大型船の位置等を把握するために送信機能がないAIS受信機を搭載している小型船も見受けられますが、AISを搭載している大型船からは認識されないことに注意が必要です。

AISを搭載する漁船には、次の支援制度等がありますので、詳細は別添のリーフレットをご覧ください。

- 漁船保険料を最大20万円助成
- AIS設置費用の実質無利子での借入れ
- 簡易型AISについての船舶の無線局定期検査の不要化及び開設時の免許手続きの簡素化(落成検査の省略)

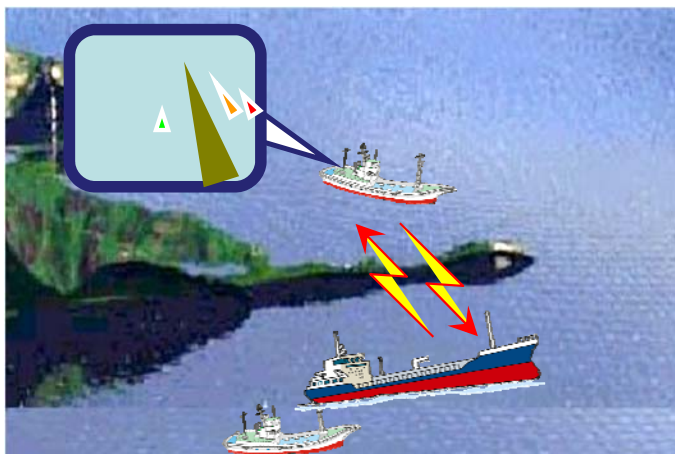
【AIS(自動船舶識別装置)について】

船舶の位置、速力、針路及び安全に関する情報等をVHF帯の電波で送受信するシステムで、主に500トン以上の内航船に搭載が義務化されています。

最近では、AISの一部機能を有した小型船舶用の「簡易型AIS」が市販されています。

双方がAIS又は簡易型AISを搭載している場合は、レーダーにより捉え難い小型船舶や、島影・気象悪化で見え難い船舶の位置と動静が確認できます。

簡易型AIS活用例(イメージ)



お問い合わせは **第一管区海上保安本部交通部**

電話 0134-27-0118 (内線2615, 2616)

MICSホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>



海難隻数及び海難による死者・
行方不明者数(速報値)

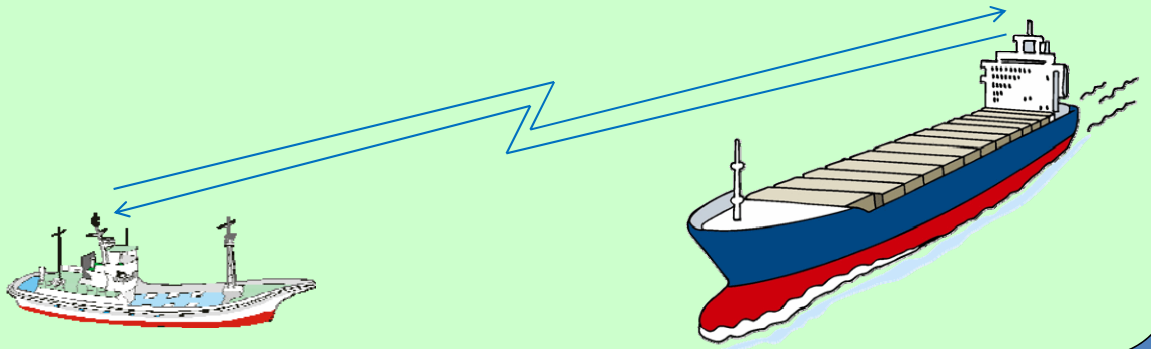
10月	12隻、0人
平成26年累計	107隻、10人

海難事故防止のためAISの導入を！

AISとは？

AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。

AIS情報(位置、針路、速力等を相互に確認可能)



➤ **AISは雨や波の影響を受けず、荒天時でもお互いの位置、針路等を容易に確認できます！**

➤ 簡易型AISは、比較的安価(10数万円程度～)に購入でき、無線従事者の資格がなくても操作できます。(※ただし無線局の免許申請は必要です。)

海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船(25,074トン)とかつお竿釣り漁船(119トン)が衝突。**漁船の乗組員13人が亡くなりました。**

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、**貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。**

漁船にもAISがあればお互いに相手船を認識できます。AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！

AISを搭載する漁船に支援制度ができました！

1. AIS搭載船には漁船保険料を最大20万円助成します！

漁船保険中央会において、AIS搭載漁船への優遇措置として、年間保険料の一部を助成します。

- ・ 助成対象期間：平成26年度から28年度まで
- ・ 漁船1隻あたりの保険料助成額：年間保険料の一部に対し10%以内
(予算の範囲内において総額で20万円を上限)
- ・ 対象漁船：AIS及び簡易型AISを設置した漁船(ただし、以下の漁船は助成対象外です。)
 - ①法令等で設置義務のある漁船
 - ②「もうかる漁業・がんばる漁業」事業の対象漁船
(助成金を受けても国への返還対象となるため、助成の対象外としています。)

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

2. AIS設置費用を実質無利子で借りられます！

漁船へのAISの設置に当たって、漁業近代化資金や(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)の漁船資金等を借り入れる場合の金利を実質無利子とする利子助成(最大2%)を行っています。

- ・ 漁船1隻当たりのAIS設置の借入金の上限は400万円
- ・ 利子助成期間は最長5年間

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されました。

簡易型AISについて船舶の無線局定期検査の不要化及び開設時の免許手続きの簡素化(落成検査の省略)(平成26年5月7日から)

定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査が不要となりました。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

- ・ 国際VHF(携帯型・5W以下)
- ・ レーダー(適合表示無線設備(*)・5kW未満)

免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備(*)を追加して、船舶局を開設する場合の手续がすべて簡易な免許手続(落成検査の省略)となりました。

適合表示無線設備には
技適マークが付されています。



お問い合わせ先：総務省衛星移動通信課 03-5253-5901